また、公開買付者等関係者による投資証券等の取引をインサイダー取引規制の対象とするため、規制対象となる有価証券に投資証券等を追加するとともに、適用除外に関する所要の措置等について定めることとした。（金融商品取引法施行令第二七条の三、第二八条、第二八条の二、第二九条の二の二～第三一条の二、第三二条の二及び第三三条の四の二関係）

二　銀行法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　外国銀行支店の資産の国内保有義務の新設

銀行法改正により、外国銀行支店に対して、資本金に対応する資産の国内保有を義務付けたことに伴い、国内に保有すべき資産の種類を定めるとともに、常時、国内において保有していなければならない資本金に対応する資産の額を、二〇億円と定めることとした。（銀行法施行令第九条関係）

2　銀行に対する資産の国内保有命令の対象となる資産の種類の追加

銀行に対する資産の国内保有命令の対象となる資産に、日本銀行に対する預け金を追加することとした。（銀行法施行令第五条の二及び第一三条関係）

三　保険業法施行令の一部改正関係（第三条関係）

保険会社が運用実績連動型保険契約の保険契約者に対する運用報告書に記載すべき事項を「電磁的方法」により提供する場合に、当該事項の提供の相手方（保険契約者）の承諾を得る為の手続等を定めることとした。（保険業法施行令第四条の六関係）

四　その他関係政令の一部改正関係（第四条～第一七条関係）

公認会計士法施行令、国の債券の管理等に関する法律施行令、中小企業等協同組合法施行令、宅地建物取引業法施行令、不動産特定共同事業法施行令、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令、信用金庫法施行令、外国為替令、長期信用銀行法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令、農林中央金庫法施行令、保険業法施行令の一部を改正する政令、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令、資金決済に関する法律施行令、金融庁組織令について、所要の規定の整備を行うこととした。

五　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。ただし、第一条のうち金融商品取引法施行令第四五条第四号の改正規定及び同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に一号を加える改正規定は、平成二六年一月二七日から施行することとした。

◇特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一六号）（国土交通省）

一　タクシー業務適正化特別措置法施行令の廃止関係

タクシー業務適正化特別措置法施行令を廃止することとした。

二　道路運送法施行令の一部改正関係

旅客自動車運送適正化事業実施機関に関する国土交通大臣の権限の一部を地方運輸局長に委任することとした。（第一条関係）

三　道路運送車両法施行令の一部改正関係

道路運送法第四一条第三項及び第四項の規定について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第一七条の三第二項において準用する場合にあっても、国土交通大臣を自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長と読み替えることとした。（第一五条関係）

四　この政令は、一部の規定を除き、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

政　令

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の四の三」を「第三十三条の四の四」に、「第三十三条の十七」を「第三十三条の二十二」に改める。

第一条の三の三第五号中「株券の発行者である会社」を「株券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者」に、「当該会社」を「当該発行者」に、「株券の買付け」を「株券又は投資証券の買付け」に改める。

第一条の四第一号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削る。

第二条の十二の三第四号ロ中「第三十三条の四の三第二項第二号」を「第三十三条の四の四第二項第二号」に改める。

第二条の十二の四第二項第四号ニ中「又はロ」を「、ロ又はハ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又はロ」を「、ロ又はハ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券等